（契約の履行）

第１条　乙は、標記の納入期間（以下「期間」という。）までに甲の発注した印刷物（これに類する作製物を含む。以下「印刷物等」という。）を納入しなければならない。

（契約の保証）

第２条　乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に揚げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１００分の１０に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額を減額することができるものとする。

（期間の延長）

第３条　乙は、天災事変その他やむを得ない事由により期間内に印刷物等を納入することができないときは、その事由を詳記した書類を添えて甲に期間延長の申出をすることができるものとする。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項の申出は、期間内にしなければならない。ただし、特別な事由がある場合においてはこの限りでない。

（印刷物等の確認）

第４条　印刷物等の作製にあたっては、見本、仕様書又は図面等によるものとし、特に指示しないときは、使用する印刷用紙その他の材料は中等以上のものでなければならない。

２　甲は、必要に応じ、乙に印刷物等に使用する印刷用紙その他の材料の品質証明書の提出を求めることができる。

（一括下請け負いの禁止）

第５条　乙は、この契約の履行について、作製業務の全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。

（印刷物等の検査）

第６条　印刷物等は、甲の定める納入検査（以下「検査」という。）に合格したものでなければならない。

２　印刷物等の検査に要する費用及び検査のために生じた変質変形又は消耗破損は、すべて乙の負担

とする。
３　第１項に定める検査は、納品後１０日以内とする。
４　乙は、甲の指定する日時及び場所において検査に立会いをしないときは検査の結果につき異議を申立てることができないものとする。

（不合格品の措置）
第７条　乙は、検査の結果、不合格と決定した印刷物等（以下この条において「不合格品」という。）を、遅滞なく引取り、甲の指示に従い速やかに引換え又は手直しをし、印刷物等を納入しなければならない。
２　前項の場合において、甲は１回に限り相当日数を指定して、期間以降においても当該印刷物等の引換え又は手直しの期間を認めることができるものとする。
３　乙は、前２項に規定する引換え又は手直しが終了したときは、更に当該印刷物等の検査を受けなければならない。この場合において検査に着手する期間は第６条第３項の規定による。
４　甲は、検査の結果、当該印刷物等が不合格品と決定した場合においても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認められるときは、契約金額に対し相当額を値引きし、これを採用することができるものとする。

（契約不適合責任）
第８条　検査合格後であっても、当該印刷物等の引渡しの日から１年間、引き渡された印刷物等が種類、品質又は数量に関して、本契約の内容に適合しない状態がある場合（以下「契約不適合」という。）であるときは、印刷物等の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
２　前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は同項の規定による履行の追完を請求することはできない。
３　甲は、乙が第１項に規定する契約不適合の修補をせず、又は不完全な修補をしたときは、乙の書面による同意を得て、自ら修補を完成することができる。この場合の修補に要した費用は、乙の負担とする。
４　甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間の内に、種類又は品質に関する契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその契約不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（代金減額請求）
第９条　前条に規定する場合において、引き渡された印刷物等が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（１）　履行の追完が不能であるとき。

（２） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３） 契約の性質又は、甲乙の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４） 前３号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　第１項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

（物権の移転等）

第１０条　印刷物等の所有権移転の時期は、検査に合格した時をもって乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じたときはこの限りでない。

（代金の支払い期限等）

第１１条　契約金額は、検査終了後乙の請求により、その日から起算して３０日以内にこれを支払うものとする。

第１２条　前条による支払の場所は、松戸市指定金融機関とする。

（延滞違約金）

第１３条　乙の責に帰すべき理由により、期間内に印刷物等の納入を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に印刷物の納入を完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、期限を延長することができる。

２　前項の延滞違約金は、延滞日数に契約金額の１０００分の１を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）とする。

３　前項の延滞日数には、検査、甲の都合及びその他の事由によって経過した日数は算入しない。

４　甲は、当該延滞違約金を甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

（契約内容の変更等）

第１４条　甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容を変更し、又は納入の一時中止をすることができるものとする。

２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは内訳書の単価により算定し、これによることが甲において不適当と認めるとき、又は期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第１５条　この契約の締結後において、動乱又は天災事変等不測の事件による経済情勢の激変によって契約金額が著しく不適当であると認められるときは、その実情に応じ甲乙協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1)　乙の責に帰すべき理由により、期間内又は期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと明らかに認められているとき。
(2)　契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
(3)　地方自治法施行令第１６７条の４に該当するとき。
(4)　前各号のほか、乙または代理人がこの契約に違反しこの契約の目的を達することができないと認められたとき。
(5)　乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下、「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、検査のうえ、当該検査に合格した履行部分の引渡しを受けることができるものとする。その他のものについては、乙が遅滞なくこれを引取るものとする。この場合における当該履行部分に相当する金額は甲が定めるものとし、乙に支払わなければならない。

３　第１項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。ただし、甲の受けた損害がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。

４　甲は、前項に定める違約金又は損害金を第２項に定める甲の支払金額から控除することができるものとする。

第１７条　甲は、前条第１項に規定する場合のほか、必要と認める場合には、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

３　第１項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

第１８条　前２条に規定するもののほか、甲は、乙がその責に帰さない理由により契約の解除を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めたときは、契約を解除することができるものとする。

２　乙は、第１４条第１項に規定する中止期間が引続き３か月以上に渡るときは甲と協議し、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

３　第１６条第２項の規定は、前２項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（権利義務の譲渡等）

第１９条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（談合等不正行為があった場合の解除権）

第２０条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

⑵　乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

⑶　乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　前２項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する額（１円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第２１条　甲は、印刷物等の納入が完了するまでの間は、第２０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合等不正行為に係る賠償金の支払い）

第２２条　乙は、第２０条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１００分の２０（１円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）に該当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第２０条第１項第１号又は第２号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

第２３条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数１日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。

２　前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数１日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（不当要求等）

第２４条　乙は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(2) 業務を行うために乙が使用している下請負人（以下この号において「下請負人」という。）が暴力団又は暴力団員から業務妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに乙にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

（契約外の事項）

第２５条　乙は、契約を履行するうえにおいて、仕様書、図面又は契約に明示されていない事項であっても印刷物等作製上当然必要となるものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

（紛争の解決）

第２６条　この契約において、甲乙協議を要するものについてその協議が整わない場合又はこの契約に定める事項について甲乙間に紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ第三者を選定し、その者の斡旋又は調停により解決を図るものとする。

２　前項の規定による解決に要する費用は、当事者平等に負担するものとする。ただし、当事者の合意によらないでその一方から斡旋又は調停を申請した場合は、申請した者がこれを負担するものとする。

（規則等の遵守）

第２７条　乙は、この契約に定めるもののほか、松戸市財務規則及びその他の諸規定を遵守しなければならない。

（補　則）

第２８条　この契約書に定めのない事項又は、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。